

特定教育・保育施設等の 確認監査

令和2年7月15日（水）

児童家庭部・保育課

■ 子ども・子育て支援制度における指導監査について

<子ども・子育て支援新制度施行前>

児童福祉法等に基づき、保育所、認定こども園、幼稚園等に対して認可制度等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）を実施。

<平成27年4月 子ども・子育て支援新制度施行>

子ども・子育て支援新制度により、特定教育・保育施設等に「施設型給付費等」が支給。

従来の施設監査のほかに、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等に対し、指導監査（以下「確認監査」という。）を実施。

併せて業務管理体制の検査も実施。※後述します。

■ 指導監査の種類について

① 各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査

【施設監査】

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

※地域型保育事業の施設監査の実施主体は市町村

② 各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査

【確認監査】

実施主体：市町村

③ 各施設及び事業に対する業務管理体制の整備に関する検査

実施主体：国、都道府県、市町村

■ 「認可」と「確認」

	「認可」	「確認」
根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
各制度の趣旨及び目的	施設・事業者は「認可基準」を満たすことで、 <u>保育所・小規模保育事業等を開始</u> できる。	保育所・小規模保育事業等は利用定員を設定し、「 <u>確認基準</u> 」を満たすことで、 <u>公定価格の給付を受ける</u> ことができる。
基準を定めている条例等	<u>認可基準（最低基準）</u> 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	<u>確認基準</u> 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査の種類	<u>施設監査</u> ※地域型保育事業について実施 市は地域型保育事業が認可基準を満たしているかを確認する。	<u>確認監査</u> 市は特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかを確認する。

■ 監査における主な確認事項

施設監査（都道府県・指定都市・中核市）

- 教育・保育環境の整備に関する事項
 - ① 学級編成及び職員配置の状況
 - ② 認可定員の遵守事項
 - ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等
 - ④ 教育・保育を行う期間・時間
 - ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組
(労働条件の改善、研修の計画的実施等)
- 教育・保育内容に関する事項
 - ① 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
 - ② 指導計画の作成
 - ③ 小学校教育との円滑な接続
 - ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携
- 健康・安全・給食に関する事項
 - ① 健康の保持増進に関する取組状況
 - ② 事故防止・安全対策に関する取組状況
 - ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況

(下線部は施設監査と確認監査で重複する項目)

確認監査（市町村）

- 利用定員に関する基準
- 運営に関する基準
 - ① 内容及び手続きの説明及び同意
 - ② 応諾義務・選考
 - ③ 小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上
 - ④ 利用者負担の徴収
 - ⑤ 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止
 - ⑥ 利用定員の遵守
 - ⑦ 地域との連携
 - ⑧ 会計の区分
 - ⑨ 各種記録の整備
(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)
- 給付に関する事項
 - ① 地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分
 - ② 基本分単価
 - ③ 各種加算事項
 - ④ 各種加減・乗除調整事項

■ 令和元年度施設監査の実施状況 ①

令和元年度施設監査実施件数

対象施設・事業所	実施件数（実地・書面の合算）
認可保育所（公立）	10
認可保育所（私立）	10 ※分園含む
幼保連携型認定こども園	1
小規模保育施設	1

■ 令和元年度施設監査の実施状況 ②

令和元年度施設監査における指摘事項

① 【運営】 非常災害・危害防止の状況

避難及び消火に対する訓練を実施していなかった、又は実施の記録を残していなかった。
→避難訓練のみの実施、消火訓練を実施していない事例が多く施設で見られた。

避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(千葉県基準条例) 第7条第2項)

② 【運営】 職員の勤務状況

保育士の配置が、一部の時間帯において年齢別配置基準を満たしていない。
→朝夕等の児童が少数となる時間帯以外の時間帯で配置基準を満たさない時間帯がある。

保育士の配置は、全ての時間帯において年齢別配置基準を満たすことが必要。

■ 確認監査の概要

- ・ 確認監査は、前述のとおり子ども・子育て支援法に基づき行われる指導監査です。
- ・ 市が条例で定める運営基準や給付費等の請求について周知徹底するとともに、過誤・不正の防止を図るための指導を目的として行います。



例えば、監査を担当する職員が保育施設等の会計担当者が誤って認識し、帳簿の作成をしている箇所等を見つけた際に、各施設等と連携しその原因を解決し、是正していくことにより、もって保育の質の向上に努めていくことを主な目的として実施するものです。

■ 集団指導と実地指導

特定教育・保育施設等指導指針に基づく指導形態

① 集団指導

市町村が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合（新規に確認した施設・事業は概ね1年以内に実施）に、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求方法、制度改正の内容及び過去の指導事例について、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて、講習等の方法により行う。

② 実地指導

特定教育・保育施設に対し、内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談、質問等による方法で実施する。

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、実地指導は原則として実施せず、調書による確認を行う予定です。

■ 特定教育・保育施設等の運営基準について ①

市が条例（※）で定める主な運営基準は以下のとおりです。

（※）野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下、野田市条例）

分類	項目
利用定員に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員の設定【第4条、第37条】 ・利用定員の遵守【第22条、第48条】
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> ・内容・手続の説明及び同意、契約【第5条、第38条】 ・利用の申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等【第6条、第39条】 ・あつせん、調整及び要請に対する協力【第7条、第40条】 ・受給資格等の確認【第8条、第50条で準用】 ・支給認定申請の援助【第9条、第50条で準用】
教育・保育の提供に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況等の把握【第10条、第41条】 ・子どもの適切な処遇【第24条、第25条、第26条、第50条で準用】 ・特定教育・保育施設等との連携（地域型保育事業のみ）【第42条】 ・利用者負担等の受領（特定負担額の徴収、実費徴収を含む）【第13条、第43条】 ・給付費の額の通知【第14条、第50条で準用】 ・特定教育・保育、特定地域型保育の取扱方針【第15条、第44条】 ・支給認定保護者に関する市への通知【第19条、第50条で準用】

■ 特定教育・保育施設等の運営基準について ②

分類	項目
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校等との連携 【第11条、第50条で準用】 ・ 教育・保育の提供の記録 【第12条、第50条で準用】 ・ 特定教育・保育、特定地域型保育に関する評価等 【第16条、第45条】 ・ 運営規程 【第20条、第46条】 ・ 勤務体制の確保等 【第21条、第47条】 ・ 重要事項の掲示 【第23条、第50条で準用】 ・ 秘密保持等 【第27条、第50条で準用】 ・ 情報の提供等 【第28条、第50条で準用】 ・ 苦情解決 【第30条、第50条で準用】 ・ 地域との連携等 【第31条、第50条で準用】 ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 【第32条、第50条で準用】 ・ 会計の区分 【第33条、第50条で準用】 ・ 記録の整備 【第34条、第49条】

(参考) 文書の保存年限等について

文書名等	保存年限	根拠法令等
保育計画	5年	野田市条例第15条第1項各号及び同第34条
保育日誌等	5年	野田市条例第12条及び同第34条
保護者が不正に給付を受給していることを市へ報告した際の記録	5年	野田市条例第19条及び同第34条
苦情の内容等	5年	野田市条例第30条第2項及び同第34条
事故の状況、事故に際して採った処置	5年	野田市条例第32条第3項及び同第34条
保育要録	6年（小学校卒業まで）	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について第3の2
認定こども園の指導要録	20年	認定こども園法施行規則第30条第4項
労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類	3年	労働基準法第109条 同法施行規則第56条
雇用保険に関する書類（雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿）	2年 （4年）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第72条
健康保険・厚生年金に関する書類	2年	健康保険法施行規則第34条 厚生年金保険法施行規則第28条

■ 運営規定について

< 運営規程の必須項目 >

- ・ 施設の目的及び運営の方針
- ・ 提供する特定教育・保育の内容
- ・ 職員の職種・員数及び職務の内容
- ・ 特定教育・保育を行う日及び時間、提供を行わない日
- ・ 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- ・ 利用定員（保育所・認定子ども園は区分ごと）
- ・ 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待防止のための処置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

■ 重要事項について

<重要事項説明書の必須項目>

- ・ 運営規程の概要
- ・ 連携施設の種類・名称・連携協力の概要（小規模・事業所内保育施設のみ）
- ・ 職員の勤務体制
- ・ 利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項

※運営規定と重要事項の記載内容・実態の整合を図るように整備してください。

■ 指摘事項になり得る事例 ①

【運営規定】

【事例】 運営規程の記載内容に不足や誤りが見受けられた。

例：保護者から受領する実費に係る費用に関する記載が無い、または費用の一部しか記載していなかった。

例：記載されている利用定員数と市の確認において設定した利用定員数が相違していた。



記載が必要な事項の漏れや記載誤りが無いよう、整備を行ってください。

■ 指摘事項になり得る事例 ②

【内容・手続の説明及び同意】

【事例】 重要事項説明書の記載内容に不足や誤りが見受けられた。

例：利用定員や職員の勤務体制、保護者から徴収する費用の種類を記載していなかった。

例：記載されている保育時間と実際の設定時間が相違していた。



記載が必要な事項の漏れや記載誤りが無いよう、整備を行ってください。

<保護者に交付する文書に最低限記載が必要な事項 >

必要な事項	具体的な記載内容
①施設・事業所の運営に関すること	運営方針、提供する教育・保育の内容、保育時間（標準時間及び短時間）、利用定員など
②連携施設に関すること ※特定地域型保育事業者のみ	連携施設の種類、名称、連携内容の概要
③職員の勤務体制	職員の職種及び員数
④利用者負担	保護者から徴収する費用の種類（保育料、特定負担額（上乗せ徴収）、実費徴収）

■ 指摘事項になり得る事例 ③ 【重要事項の掲示】

【事例】 重要事項の掲示を行っていないかった。



重要事項（特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項）を漏れなく掲示してください。

※ 施設・事業所の見やすい場所（入口付近、受付、掲示スペース等）に、重要事項が記載された文書（重要事項説明書等）を掲示または配架する、必要事項のみ記載した文書を掲示するなどにより対応してください。

■ 指摘事項になり得る事例 ④

【苦情解決】

【事例】 苦情を受け付けるための窓口を適切に設置していなかった。



苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

【苦情窓口】

- 苦情受付担当者
- 苦情解決責任者
- このほか「第三者委員」を設置する必要があります。

参考：社援第1352号ほか発 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

また、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する必要があります。

市で対応した施設・事業所に関する保護者からの相談内容について

【想定される主な相談内容】

- ・ 保護者対応に関すること（コミュニケーション不足等）
- ・ 職員配置に関すること（通常保育・延長保育時間中の職員配置等）
- ・ 弁当持参に関すること（給食提供の代わりに、弁当持参を依頼等）
- ・ 利用者負担に関すること（金額設定が高い等）
- ・ 保育時間の取り扱いに関すること（利用時間等）
- ・ 個人情報の取り扱いに関すること（法令に定めのない第三者への提供等）

⇒ 市に保護者からの苦情につながる相談が入った場合、園長等に事実確認のための連絡をします。

⇒ また、相談内容に応じて、施設・事業所における法令遵守の取り組みを確認するほか、保護者の同意を得るためのプロセス等を確認していきます。

⇒ 市から連絡が入った内容についても、施設・事業所において記録するようお願いします。

■ 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ①

① 「事故発生防止のための指針」の整備について

事故発生防止のための指針とは、施設・事業所における事故防止対策の基本的な考え方を示すものです。

◆ 指針に記載する内容

- ・ 事故発生時の対応及び報告の方法
- ・ 改善策を職員に周知する体制

※上記事項が記載されたマニュアル等を指針に位置付けることも可能。

② 事故の記録の整備について

以下の事故については、事故の状況・発生後の対応等について記録・保管してください。

- ・ 重大事故
- ・ 医療機関を受診した怪我等の事故 ※重大事故を除く。

これらの記録については、完結の日から5年間保存してください。

また、ヒヤリ・ハッとした出来事についても、日常的な事故予防対策のために記録を残しておくこと。

■ 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ②

③ 重大事故発生時の報告について

重大事故が発生した場合は、速やかに市及び子どもの家族等に連絡をする必要があります。

◆ 重大事故とは

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む。）

※ 「治療に要する期間が 30 日以上」とは、原則として、医師が全治30日以上と判断した場合をいう。
例えば、「保育中のケガを治療するために複数回通院した結果、事案が発生した日から30日以上経過していた」というようなケースは対象外。

重大事故が発生した場合は、発生後速やか（事故発生当日）に施設又は事業所より市へ必ず報告を行うようにしてください。また、遅くとも事故発生翌日までに所定の事故報告書の提出をしていただく必要があります。

参考：平成29年11月10日付け府子本第912号ほか発「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」



■ 事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ③

④職員に対する研修の実施について

職員に対し、事故発生防止に関する研修を定期的実施することが求められます。

園内研修において事故予防に関するテーマを取り扱う他、外部研修を活用することも考えられます。

(研修内容の例)

- ・ 日々の活動（睡眠中、水遊び、外遊び、誤嚥など）における注意事項を共有・確認する。
- ・ 緊急時の対応方法や事故報告の流れ・仕組みを確認する。
- ・ 心肺蘇生法・AEDの使い方など実践的な研修を行う。
- ・ 事故発生防止のための委員会で検討・決定した事項を共有する。
- ・ 他の施設で発生した事故等の事例を用いて危険予測を行う。
- ・ 職員が参加した外部研修について報告を行い、研修の内容を共有する。

※野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条、34条、50条

■ 指摘事項の具体例 ①

【事故発生の防止・発生時の対応】

【事例】 事故発生防止のための指針を整備していない、または内容が不足していた。



施設・事業所における事故防止対策の基本的な考え方を表すものとして、事故発生防止のための指針を整備する必要があります。

- 指針には、「事故発生時の対応方法」、「事故発生時の報告方法」、「改善策を職員に周知する体制」をそれぞれ記載してください。
- 指針の形式は問いません。

例えば、施設等で整備している事故防止のマニュアル等に必要な事項が記載されている場合は、これを指針として位置付けることも可能です。

■ 指摘事項の具体例 ②

【事故発生の防止・発生時の対応】

【事例】 事故発生防止のための委員会を整備していなかった。



施設・事業所における事故予防のための意思決定機関として、事故発生防止のための委員会を設置し、定期的に行なうことができる体制を整えてください。

※ 野田市条例第32条第1項第3号の規定

○ 委員会の形態・規模は問いません。

法人本部で選出したメンバーにより委員会を設置する、または、各施設・事業所毎にメンバーを決定する等、事業規模や運営内容に応じた体制を整備してください。

○ 委員会の開催後、記録（議事録等）を残してください。

■ 指摘事項の具体例 ③

【事故発生の防止・発生時の対応】

【事例】 重大事故が発生した際、速やかに市へ報告を行っていなかった。



重大事故が発生した場合は、速やかに市へ連絡し、事故報告書（所定様式）を提出する必要があります。

- 報告が必要な重大事故は以下のとおりです。
 - ・ 死亡事故
 - ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - ※ 意識不明の事故を含む（人工呼吸器をつける、I C Uに入る等）
 - ※ 原則、医師が全治30日以上と判断したもの。

■ 事故の発生・再発防止に資する指導監査等の実施

チェック内容	
①	事故発生防止のための指針を整備しているか。その他、マニュアル等を備えているか。
②	事故発生防止のための委員会を設置し、定期的に開催しているか。
③	事故発生防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）開催しているか。
④	重大事故発生時の連絡体制が整っているか。
⑤	事故発生時に、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。
⑥	事故の記録を完結の日から5年間保存しているか。※データでも可。
⑦	損害賠償保険等への加入をしているか。（野田市条例第32条第4項に基づく）

⇒ 死亡事故等の重大事故が発生した場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行います。

⇒ また、死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての対応状況等を確認し、検証結果については、その後の指導に反映させます。

■ 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成 ①

種類	基本分単価に含まれる職員構成
認定こども園	<p>【園長（施設長）】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1人 <p>【保育教諭等】（※市長が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1～2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 • 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 • 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 • 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配（うち1人は非常勤講師等でも可） • 上記の定数に加えて、非常勤講師を加配 <p>【事務職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1人及び非常勤事務職員を加配（施設長等の職員が兼務する場合や業務委託をする場合は配置不要） <p>【調理員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） <p>※調理業務の全部委託等をする場合は調理員を置かないことができる。 （幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（千葉県条例）第6条第4項ほか）</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）

■ 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成 ②

種類	基本分単価に含まれる職員構成
幼稚園	<p>【園長】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1人 <p>【教員（教諭）】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人 • 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 <p>【事務職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合や業務委託する場合は配置不要） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託等で可）
保育所	<p>【施設長】（<u>児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で専従</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1人 <p>【保育士】（※市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1～2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 • 利用定員90人以下の施設については1人を加配 • 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 • 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配 <p>【調理員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） ※調理業務の全部委託等をする場合は調理員を置かないことができる。 <p>【事務職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非常勤事務職員（施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 嘱託医・嘱託歯科医

■ 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成 ③

- ⇒ 子ども・子育て支援法の確認を受けた施設・事業者に対しては、前述の職員構成を満たすことを条件に給付費等が支払われています。（子ども・子育て支援法第27条第7項及び第29条第7項等）
- ⇒ 適切な教育・保育を提供するためにも、各施設・事業所ごとに前述の職員数の確保が必要です。
- ⇒ その他、追加の人員配置や事業の実施状況に応じて、給付費等の加算があります。
- ⇒ シフト勤務等により職員を配置する際には、認可基準等の最低基準を遵守してください。

■ 業務管理体制の整備に関する検査について

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設※1の設置者及び特定地域型保育事業※2の事業者（以下「設置者・事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、行政機関に届け出ることが義務付けられました。

※1 特定教育・保育施設

→ 施設型給付費（委託費）の支給対象として確認を受ける認定こども園、幼稚園、保育所

※2 特定地域型保育事業

→ 地域型保育給付費の支給対象として確認を受ける小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

業務管理体制の整備とは

不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るための整備を指します。具体的には、施設等の数に応じ、①法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、②法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載した「法令遵守規程」を整備すること、③外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること、が必要とされています。

■ 届出の内容

業務管理体制の整備に関する届出の内容については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設等」という。）の数に応じて異なります。

	対象	届出の内容
共通事項	全ての設置者・事業者	設置者・事業者の名称又は氏名 設置者 事業者の主たる事業所の所在地 設置者 事業者の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
		「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
規模に応じた事項	確認を受ける施設等が <u>20以上</u> の設置者・事業者	上記に加え「法令遵守規程」の概要
	確認を受ける施設等が <u>100以上</u> の設置者・事業者	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

※ 施設等の数は、確認を受ける施設・事業所（保育所や小規模保育事業所）ごとに、1つと数えます。

■ 届出先の行政機関

以下の区分に応じ、対応する届出先に届け出てください。

なお、届出先は施設等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

	区分	届出先
①	確認を受ける施設等が <u>2以上の都道府県</u> に所在	内閣総理大臣 (内閣府子ども・子育て本部)
②	確認を受ける施設等が <u>1つの市町村※</u> にのみ所在 ※特別区を含む	市町村長
③	①及び②に該当しない場合	都道府県知事

新たな施設等の確認により、事業展開地域が変更し、届出先の区分に変更が生じた場合には、届出先区分の変更に係る届出をする必要があります。

なお、届出先区分の変更が生じた場合の届出は、変更“前”と変更“後”の届出先の双方に届け出ることが求められます。

■ 業務管理体制の確認検査について

法令遵守責任者の選任等、適切に業務管理体制を整備しているかを確認するために今後市においても検査を実施する予定です。

【確認検査の実施体制（予定）】

＜検査対象＞

子ども・子育て支援法第55条第2項に基づき、市に業務管理体制の整備に関する届出を行った特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者

※ 法人が設置する施設等が、野田市のみに所在する設置者・事業者

＜検査事項＞

- ① 「法令遵守責任者」の選任状況
- ② 「法令遵守規程」の整備状況
- ③ 「業務執行の状況の監査」の実施状況

＜検査方法＞

一般検査：書面の提出による検査を、定期的の実施します。

特別検査：運営に不正又は著しい不当があったこと疑うに足りる理由がある等の場合に随時実施します。

■ 集団指導の資料について

集団指導の当日に使用した資料は市のホームページ上に掲載いたします。



野田市
Noda City

文字サイズの変更 縮小 標準 拡大 色の変更 1 2 3 4

▶ 携帯サイト ▶ Foreign Language サイト内検索 Google カスタム検索 検索

トップページ 市政の疑問にお答えします くらしの便利帳 事業者向け情報 市政・市の紹介 施設案内 イベント

現在位置: [トップページ](#) > [くらしの便利帳](#) > [出産・子育て](#) > 保育

くらしの便利帳

- [出産・子育て](#)
 - [野田市子育て支援情報（にじいろnavi）](#)
 - [妊娠・出産・乳幼児健康診査等](#)
 - [子育て支援事業](#)
 - **保育**
 - [手当・助成](#)

保育

※掲載ページは未定（作成中）ですので掲載が完了次第お知らせいたします。

- [令和2年4月保育所等入所申し込みと、申込された方の結果通知までの流れ](#)
- [幼児教育・保育無償化について](#)
- [幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧](#)
- [野田市の保育士支援について](#)
- [保育所一覧（地図）](#)
- [野田市の保育所・認定こども園](#)